

粗大ごみ収集申込ガイド



粗大ごみの戸別収集を行います。注意事項をよく確認して、期日までに申込はがきが届くように申し込んでください。

申込はがきが申込期限を過ぎて届いた場合は、次回分の受付へまわります。1回の申込に出せるはがきは1世帯につき、1枚限りです。

① お住まいの地域がA・Bどちらのグループに属するか確認してください。A区分は偶数月の14日まで、B区分は偶数月の28日までの消印有効です。

※区分によって、申込期限が異なりますのでご注意ください。

区分	地名	申込期限と(収集月)
A	伊予地域 (上吾川・米湊・灘町・湊町・下吾川) 双海地域 (全域)	● 4月14日まで(収集は 5月)
		● 6月14日まで(収集は 7月)
		● 8月14日まで(収集は 9月)
		● 10月14日まで(収集は 11月)
		● 12月14日まで(収集は 1月)
● 2月14日まで(収集は 3月)		
B	伊予地域 (上唐川・下唐川・大平上・大平下・三秋・中村・森・本郡・尾崎・三島町・市場・稲荷・下三谷・上三谷・上野・宮下・八倉) 中山地域 (全域)	● 4月28日まで(収集は 5月)
		● 6月28日まで(収集は 7月)
		● 8月28日まで(収集は 9月)
		● 10月28日まで(収集は 11月)
		● 12月28日まで(収集は 1月)
● 2月28日まで(収集は 3月)		

② 申込をする品物が粗大ごみで出せるものかどうか確認してください。

詳しい内容は、裏面の「粗大ごみとして出せるもの」「粗大ごみとして出せないもの」に記載しています。

※ポイント
45リットル以下の決められた袋に入るもの(袋の口がきちんとしぼれている状態)は、粗大ごみではなく「燃えないその他ごみ」または「燃えるごみ」で出してください。



ただし、ガスや灯油に関連する品物(ガスコンロ、カセットコンロ、石油ストーブ、灯油ポリタンクなど)は45リットル以下の無色透明・白色半透明の袋に入る場合でも粗大ごみとなります。

物干し竿やゴルフクラブ、傘などは、ひもなどでしばって大人ひとりでも持ち運びができれば「1個」とできます。

量は1枚で「1個」です。(半畳でも1枚)

<例>



※それぞれにシールが必要です。

1回の申込は、3個以上でお願いします。

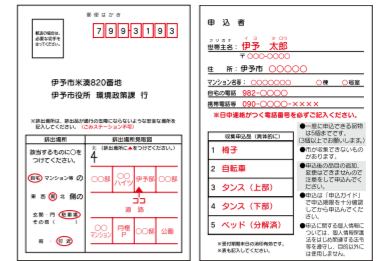
1個での申込も可能ですが、高コストとなるため将来的に有料回収となる恐れも出てきます。

なるべく3個以上になってからの申込にご協力ください。

③ 申込はがきの表面と裏面に必要事項を記入して、はがきを郵送(A区分は偶数月の14日まで、B区分は偶数月の28日までの消印有効)または市役所、各地域事務所に提出してください。

申込期限終了後の品物変更は一切お受けできません。また、収集申込されたもの以外を収集委託業者が持ち帰ることもできませんので、おまちがいの無いようご注意ください。

申込はがきの記入方法は、申込はがきがついているページ側面の案内を確認してください。



④ 申込期限の約3週間後に通知はがきをお届けします。



通知はがきの表面に収集予定日が記載されています。通知はがきの裏面には粗大ごみシールが付いています。

⑤ 収集日の朝8時30分までに粗大ごみを出してください。

注意

- 粗大ごみの目立つ所にシールを貼ってください。
- 粗大ごみシールが付いていない場合は収集できません。
- 申込された品物以外は収集しません。
- 申込された品物であっても、収集委託業者が収集できないと判断したものは収集できませんので予めご了承ください。



(大人ひとりでは運べない大きさや重さであったり、事業系のものや適正な処分が必要なものなど)

未収集の場合、その理由を記したチラシを投函いたします。

お願い

粗大ごみとして申込をされた品物の近くには、その他の物を置かないようにしてください。収集委託業者が見つかりやすい道路に面したところに出してください。



※よくある質問

- 当日の立ち合いは不要です。
- 雨でも収集します。なるべく濡れないようにしてください。
- 収集時間はその時々で変わります。16時までは収集作業を行っていますので、16時を過ぎても収集されていない場合はご連絡ください。
- 粗大ごみを当日出し忘れた場合は、次回以降に再度申込をしてください。

現在、粗大ごみは無料収集です。無料収集を維持するためにも、粗大ごみを出される方々もルールを守って出してください。

お問い合わせ先 環境政策課 Tel 909 - 6338

記入例：表面

排出場所欄は、排出場所がわかるように○で囲んでください。
※建物の2階○○号室前等までは収集いたしませんのでご注意ください。また、ごみステーションは、排出場所として指定できません。

郵便はがき 7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	○○邸 ○○ハイット 伊予邸 ○○邸
東西南北側の	ココ 道路
玄関・門・駐車場 その他 ()	○○マンション 月極P ○○邸 公園
前・付近	

排出場所見取図は、自宅の場所がわかるように、自宅周辺の建物もできるだけ詳しく記入し、排出する位置に▲印をつけてください。また、排出場所は道路に面した場所してください。

※切り取り線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	
東西南北側の	
玄関・門・駐車場 その他 ()	
前・付近	

※切り取り線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	
東西南北側の	
玄関・門・駐車場 その他 ()	
前・付近	

※切り取り線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	
東西南北側の	
玄関・門・駐車場 その他 ()	
前・付近	

※切り取り線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	
東西南北側の	
玄関・門・駐車場 その他 ()	
前・付近	

※切り取り線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	
東西南北側の	
玄関・門・駐車場 その他 ()	
前・付近	

※切り取り線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地 伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。) 4
自宅 マンション等の	
東西南北側の	
玄関・門・駐車場 その他 ()	
前・付近	

▼出し方のポイント

【申込に関すること】

- 電話や口頭での申込はできません。必ずはがきで申し込んでください。(市役所又は地域事務所にはがきを持参していただいてもかまいません。FAXやメールも不可。)
- 申込期限を守って申し込んでください。期限を過ぎた場合は次回分の受付分となります。

【排出場所に関すること】

- マンション等にお住まいの方は、他の住民の邪魔にならないように、排出場所を決めて出してください。
- ごみステーションは排出場所として指定できません。(一般家庭ごみと混じるため)

粗大ごみとして出せるもの

次のような物のうち45Lの無色透明または白色半透明の袋に入らない物で、大人1人で運搬できる物です。

生活雑貨・家具類

たんす、本棚、机、椅子、ソファ、テレビ、食器棚、じゅうたん、衣装ケース、物干し竿、パイプハンガー、座椅子、収納ラック、鏡台 など

寝具

布団、毛布、ベッド(分解) など

スポーツ用品類

ゴルフクラブ、ゴルフバッグ、スキー用具、スノーボード、トレーニング機器 など

電気・ガス・石油器具類

電子レンジ、扇風機、ファンヒーター、ストーブ、ガスレンジ、掃除機、電気こたつ、空気清浄機、食器洗い乾燥機、加湿器、プリンター、オーディオセット、ミシン、ホットプレート など

※石油ストーブ・石油ファンヒーター・ガスコンロは、45リットルの袋に入るものでも、粗大ごみで出してください。また、石油ストーブなどの石油器具類は、必ず燃料が入っていない状態で出してください。

その他

ブロック、トタン、脚立、スーツケース、クーラーボックス、ギター など

※上記に例があっても、容量・重量が大きくなり、大人1人で運搬できないものは収集できません。

粗大ごみとして出せないもの

これらのごみは、市では収集しません。

家電リサイクル法の対象となるもの

処分する際は、購入店・販売店または取扱業者にご相談ください。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

処分する際は、購入店・販売店または各メーカーにご相談ください。

自動車リサイクル法の対象となるもの

自動車・自動車部品

他の法令等で排出処理が指定されているもの

バイク・バイク部品・消火器

排出禁止物

処分する際は、購入店・販売店または取扱業者にご相談ください。

- 危険性のあるもの バッテリー、ガスボンベ類、廃油、塗料、シンナー、農薬、毒薬、劇薬、医療用廃棄物(在宅医療用補液パック類・脱脂綿・ガーゼ類・紙おむつ・残薬を除く) など
- 容量・重量が大きく大人1人で収集できないもの ピアノ、電気温水器、大型家具、風呂のボイラー、マッサージチェア、リヤカー、大型金属塊 など
- 有毒性のあるもの 毒劇物、溶剤 など
- 適正な処分が困難なもの タイヤ、スプリング入りマットレス、建築廃材、農機具 など

一時多量のごみ

一般廃棄物処理許可業者に依頼してください。

事業系のごみ

一般廃棄物処理許可業者に依頼してください。

会社・工場・事務所・飲食店・農業・漁業などの事業活動に伴って生じるごみ

例：農業用ビニール(マルチ)、キャリー、漁網、事務機など

※燃えるごみであれば、伊予地区清掃センターに直接搬入できます。(処分料金は事業系ごみ使用料金になります。)

産業廃棄物

産業廃棄物処理許可業者に依頼してください。

一般廃棄物処理許可業者 ※有料になります。

(伊予市内業者のみ一部掲載)

岡井産業	TEL.983-0250	伊予山商店	TEL.982-0668	株式会社HJIRI	TEL.987-1123
伊予環境サービス	TEL.983-0358	株式会社エコプロジェクト	TEL.946-7077	株式会社双海	TEL.986-0045
伊予開発	TEL.983-3325	エコカンパニー	TEL.989-7771	愛媛リサイクル産業	TEL.986-0802

燃えるごみ処理施設(燃える物でも、大型ごみは不可)

伊予地区清掃センター 伊予市三秋1433番地 TEL.982-1287			
受付時間	月～金曜日は8:30～12:00・13:00～16:30 土曜日は8:30～11:30	処分料金	20kgまで 無料 40kgまで 200円 40kg以上は 100円追加 20kg増すごとに
休業日	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)		



粗大ごみを申し込む前にもう一度考えてみましょう!

自分では不要なものでも、必要としている人がいるかもしれません。リユースショップやフリマサイトなどを利用することで、必要としている人に使ってもらうことができますので、環境政策課までご相談ください。ものを大事に使うことでごみを減らしましょう!

申込者
フリガナ
世帯主名: _____
〒 _____
住所: 伊予市 _____
マンション名等: _____ 棟 _____ 号室
自宅の電話 _____
携帯電話等 _____
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1
2
3
4
5

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

申込者
フリガナ
世帯主名: _____
〒 _____
住所: 伊予市 _____
マンション名等: _____ 棟 _____ 号室
自宅の電話 _____
携帯電話等 _____
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1
2
3
4
5

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

申込者
フリガナ
世帯主名: _____
〒 _____
住所: 伊予市 _____
マンション名等: _____ 棟 _____ 号室
自宅の電話 _____
携帯電話等 _____
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1
2
3
4
5

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

記入例：裏面

●必ず住民票上の世帯主の氏名を記入してください。
●フリガナ、電話番号、マンション号室等の肩書きは必ず記入してください。

申込者
フリガナ
世帯主名: **伊予 太郎**
〒 **000-0000**
住所: 伊予市 **00000**
マンション名等: **0000000** 棟 **0** 号室
自宅の電話 **982-0000**
携帯電話等 **090-0000-x x x x**
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1 椅子
2 自転車
3 タンス(上部)
4 タンス(下部)
5 ベッド(分解済)

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

●申込品は、「ごみ分別の手引き・辞典」などを参考に記入してください。
●申込1回(1週間)につき、申込できる品物は5個までです。
●申込後の品目の追加、変更はできません。

申込者
フリガナ
世帯主名: _____
〒 _____
住所: 伊予市 _____
マンション名等: _____ 棟 _____ 号室
自宅の電話 _____
携帯電話等 _____
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1
2
3
4
5

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

申込者
フリガナ
世帯主名: _____
〒 _____
住所: 伊予市 _____
マンション名等: _____ 棟 _____ 号室
自宅の電話 _____
携帯電話等 _____
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1
2
3
4
5

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

申込者
フリガナ
世帯主名: _____
〒 _____
住所: 伊予市 _____
マンション名等: _____ 棟 _____ 号室
自宅の電話 _____
携帯電話等 _____
※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

収集申込品(具体的に)
1
2
3
4
5

※申込期限の消印有効です。 ※表も記入してください。

- 一度に申込できる品物は5個までです。(3個以上でお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意をして申込してください。
- 申込は申込期限を十分確認してから申込してください。
- 申込に関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

▼出し方のポイント
【排出品に関すること】

- 布団や物干し竿など同じ種類の物を複数縛って出す場合には、1個となりますが、大人1人で持ち運びできる重さや大きさが限度です。
- 排出品1品ごとにはがきに記入してください。
- 排出品の名称はその品の一般的な名称を記入してください。排出品が特定できない場合はお問合せする場合があります。
- 小型の家電製品や小物家具など、45L以下の無色透明または白色半透明の袋に入るものは、「燃えないその他ごみ」で出してください。
- 一世帯が年度内に出せるのは最大5個×6回の30個です。